

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人善心会（以下、「当法人」という。）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものである。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与及び諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員には報酬等を支給することができる。

- 2 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 3 評議員の報酬については、定款第8条の規定に基づき、無報酬とする。

(報酬の額)

第4条 役員の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員

ア 報酬は、別表第1「常勤役員の報酬の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。

イ 賞与は、別表第2「常勤役員賞与の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。

ウ 実施に応じて通勤手当を支給することができる。支給額については、職員給与規程の例による。

エ 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない。

(2) 非常勤役員

報酬については、別表3及び4「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、理事会で定めるものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、出席等の都度、支給する。なお、理事長（※理事長が非常勤の

場合) に対する報酬の支給時期等は、評議員会において別に定めるものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途、定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年 6月17日から施行する。

[別表]

別表第1 常勤役員の報酬の上限
額 一人につき年 0 万円

別表第2 常勤役員賞与の上限額
一人につき年 0 万円から当該年度に支給する年間報酬額を差し引いた額

別表第3 非常勤役員の報酬
理事会及び評議員会の出席等の都度（監事の監査を除く）
一人一律 0 円
監事の監査 一人一日 10,000 円

別表第4 非常勤役員のうち理事長の報酬 年 0 円以内
(※理事長が非常勤の場合)